○原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の一部を改正する命令（**経済産業・原子力規制委**一）　七五〇
○建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一九）　七五五
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（**同**二〇）　七六一
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（**同**二一）　七六六
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（**同**二二）　七七二
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（**同**二三）　七七五
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（**同**二四）　七七七
○地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（**同**二五）　八〇一
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（**同**二六）　八〇三
○気象庁組織規則の一部を改正する省令（**同**二七）　八〇六
○運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（**同**二八）　八〇七
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（**同**二九）　八〇八
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（**同**三〇）　八〇九
○国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（**同**三一）　八一四
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（**同**三二）　八一六
○道路運送法施行規則の一部を改正する省令（**同**三三）　八一九
○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三四）　八二〇
○都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**三五）　八二三
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（**同**三六）　八二五
○移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（**同**三七）　八二六
○地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する権限を定める省令（**同**三八）　八二八
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**一二）　八三〇
○瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**一三）　八三三
○指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令等の一部を改正する省令（**防衛**三）　八三四
○防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令（**同**四）　八四五
〔規　則〕
○人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則（**人事院**二―三―四〇）　八四六
○人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則（**同**二―一四―一六）　八四九
○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（**同**一六―〇―七二）　八四九
○人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則（**同**一六―三―四八）　八四九
○人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則（**同**一六―四―二八）　八四九
○国家公安委員会個人情報管理規則及び国家公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則（**国家公安委**一一）　八四九
○国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（**同**一二）　八五〇
○特定個人情報保護評価に関する規則等の一部を改正する規則（**個人情報保護委**三）　八五五
○カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則（**カジノ管理委員会**一）　八五八
〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（**内閣府**三六）　八五九
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（**同**三七）　八六〇
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（**同**三八）　八六三
○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（**同**三九）　八六四
○産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　八六五
○法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（**内閣府・法務**一）　八六六
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域の一部を改正する件（**内閣府・文部科学・厚生労働**一）　八六八
○漁業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**五）　八六八
○中小漁業融資保証法第五条ただし書の規定に基づき、二以上の都道府県の区域を包括した区域をその区域とする漁業信用基金協会及び当該区域を指定する件の一部を改正する件（**同**六）　八六九
○個人情報の保護に関する法律第五十二条ならびに個人情報の保護に関する法律施行令第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律に定める財務大臣の権限を委任する件（**財務**九一）　八七〇
○財務省の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件（**同**九二）　八七〇

（以下次のページへ続く）